

2026年4月16日 ビジネス会計人クラブ 第338回定例会 結果報告

■ 内 容 2026年度税制改正で特に注意したい実務の留意点

■ 講 師 税理士法人 平川会計パートナーズ 代表社員 平川 茂氏（税理士）

本定例会では、2026年度税制改正で特に注意したい実務の留意点について、税理士法人平川会計パートナーズ代表社員 税理士の平川茂氏に解説いただきました。

今回の改正は、物価高への対応、強い経済の実現、公平な納税環境の整備を主軸とし、設備投資促進税制の創設、ミニмумタックスやインボイス制度の経過措置の見直しなど、税理士が早期に把握すべき主要論点が示されました。

個人所得課税では、物価上昇を反映した控除額の見直しにより、課税最低限の引上げが図られました。また、住宅ローン控除の見直し、NISA制度のつみたて投資枠の見直し、暗号資産の分離課税化等、経済環境に対応した税制整備の方向性も示されました。また、「ミニмумタックス（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置）」の見直しにより、更なる強化を視野に入れた基準の再検討が盛り込まれており、該当顧問先への早期のシミュレーションが不可欠です。

資産税分野では貸付用不動産の評価方法の見直しが重要論点として取り上げられました。被相続人・贈与者が相続開始・贈与前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築した一定の貸付用不動産については、通常取引価額に相当する金額（原則、取得価額を基に算定）によって評価するよう見直され、不動産小口化商品も、取得時期にかかわらず、通常取引価額に相当する金額によって評価へと見直され、評価の適正性が一層求められることとなります。

法人税分野では、Q&Aを用いながら「特定生産性向上設備等投資促進税制の創設」について解説いただきました。そのほか、インボイス制度の経過措置の見直し、国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化など、制度の整理・適正化に向けた改正も多数盛り込まれており、実務上の対応範囲は広範に及びます。

本講演は、改正内容の整理にとどまらず、「どの改正が実務に影響するのか」「顧問先にどのように伝えるべきか」という視点から解説がなされ、税理士にとって実務に直結する示唆に富んだ有意義な機会となりました。

<主な講演内容>

令和8年度税制改正の概要（基本的考え方）

- 一 個人所得課税
- 二 資産課税
- 三 法人課税
- 四 消費課税
- 五 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
- 六 国際観光旅客税の見直し

本講演は、オンデマンド (<https://bac.gr.jp/channel/>) で受講いただけます。

定例会終了後には講師の平川氏を囲んでの懇親会を行いました。
22名の皆様に参加頂き、楽しい一時を過ごしていただきました。

【定例会】



【懇親会】

